経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う命令等の改正について

令和８年１１月９日
経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課

経済産業省は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を改正したので、同法第 43 条第５項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

１．命令等の題名

- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令（令和８年経済産業省令第 79 号）
- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令（令和８年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第３号）
- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の一部を改正する告示（令和８年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号）

２．命令等の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴って当然に必要とされる規定の整備に係るものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募は実施しておりません。